

銀改

銀座でわかる働き方改革

情報(第74号)



令和元年 12 月 10 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

城崎温泉：ネットに卵を入れて約 11 分あったかい温泉卵の出来上がり（令和元年 11 月 30 日）

ながら運転禁止



1 ながら運転の罰則強化

本日より、年末年始の交通安全県民運動です。また、新聞報道にあるとおり、改正道路交通法が本年 12 月 1 日から施行され、携帯電話等を使用しながらの運転について罰則強化がされました。携帯電話の使用等により交通の危険を生じさせた場合では、反則金（つまり青切符）がなくなって刑事訴追される、つまり前科者となってしまうのです。

携帯電話の使用等

区分	改正後	改正前
罰則	6 か月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金	5 万円以下の罰金
違反点数	3 点	1 点
反則金	普通車 18,000 円 大型車 25,000 円 二輪車 15,000 円 原付 12,000 円	普通車 6,000 円 大型車 7,000 円 二輪車 6,000 円 原付 5,000 円

携帯電話の使用等により交通の危険を生じさせた場合

区分	改正後	改正前
罰則	1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金
違反点数	6 点	2 点
反則金	全て刑事罰を適用	普通車 9,000 円 大型車 12,000 円 二輪車 7,000 円 原付 6,000 円

2 改正道路交通法第 71 条第 1 項 5 の 5

道路交通法第 71 条運転者の遵守事項の規定です。その第 1 項 5 の 5 では、「自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。以下略）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。以下略）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第 41 条第 16 号若しくは第 17 号又は第 44 条第 11 号に規定する装置であるものを除く。以下略）に表示された画像を注

視しないこと」と規定されています。

携帯・スマホは法律では携帯電話用装置というようです。要するに運転中は通話（ハンズフリーを除く）するな、画像を注視するなということです。

なお、道路交通法では、ハンズフリーを禁止していないものの、一部の都道府県では、条例でこれを禁止しているため、当該都道府県では違反となります（中国地方では鳥取県・岡山県）。

3 カーナビゲーション(カーナビ)

前項の条文は、わかりにくいとはいえ、工夫された条文です。それは、通話することは一瞬でも駄目で、カーナビを短く見ることは注視ではなく、その使用を認めているのです。規制強化と経済活動の両立を図った条文といえます。

当職も初めての訪問先では、カーナビに頼り、長く見続けないように心掛けています。自動車が 2 秒間に進む距離は次のとおりで、思った以上に進むのです。

時速 20 km	11.1m
時速 40 km	22.2m
時速 60 km	33.3m

4 ながら運転の危険性

心理学では、複数の視覚行為を同時にはできないことがわかっており、運転中に前方を見る行為と、携帯電話・スマートフォン・カーナビを見る行為は両立できません。運転のために前方を見ながらカーナビで進行方向を確かめることはできず、カーナビを見ている間はずっと脇見運転をしていることになるといいます（長山泰久大阪大学名誉教授：J A F Mate12 月号）。

視覚とラジオなどの聴覚との両立も安心はできず、カーラジオの内容に熱中しすぎると運転から意識が離れてしまいます。特に関心のある事項が流れてときは、停車して聞くくらいの意識が必要です。

仕事のこと、自己の趣味に関すること、今朝の夫婦喧嘩の決着など、人は様々な思いを持って行動しており、運転に 100% 集中するのは、レース中のカーレーサーぐらいでしょう。当職の感触では、運転に 70% 以上の意識があれば集中している状態といえるように思います。

5 交通事故防止の注意喚起

防止できる交通事故で労働力が失われ、個人の生活が破壊されることは実にもったいないことです。

運転中の通話厳禁、カーナビは短く分けて見る、速度控え目、車間距離を十分に保つ、そして 12 月です、飲酒運転厳禁も付加し、全員に呼びかけましょう。

社会保険労務士は企業と労働者を守ります

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>